

市第80号議案

地区センターの指定管理者の指定

次のように地区センターの指定管理者を指定する。

令和4年12月6日提出

横浜市長 山中竹春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市蒔田コミュニティハウス	南区浦舟町3丁目46番地	特定非営利活動法人みなみ区民利用施設協会 理事長 大津幸雄	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
横浜市師岡コミュニティハウス	港北区菊名六丁目18番10号	一般財団法人こうほく区民施設協会 理事長 小島清	令和5年4月1日から令和8年7月31日まで
横浜市霧が丘コミュニティハウス	東京都豊島区東池袋1丁目44番3号	特定非営利活動法人ワーカーズコープ 代表理事 田嶋羊子	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで
横浜市上郷矢沢コミュニティハウス	栄区桂町279番地の29	特定非営利活動法人さかえ区民活動支援協会 理事長 片岡喜久江	同

提 案 理 由

横浜市蒔田コミュニティハウス等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）